

長 期 契 約 割 引 選 択 約 款

< 付帯契約型 >

(13A地区)

2019年10月1日実施

盛岡ガス株式会社

目 次

1. 約款の適用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 料 金	2
7. 付帯契約の変更又は解約	2
8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約中途解約精算額	2
9. 名義の変更	3
10. その他	3
附 則	4
別 表	
1. 長期契約割引単価	5

1. 約款の適用

この長期契約割引選択約款（以下、「本選択約款」といいます。）の適用条件を満たすお客さまが、当社に本選択約款の申し込みをすることで、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、本選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の契約内容は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定める本選択約款の変更に異議がある場合は、本選択約款による契約を解約することができます。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又はその他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく、説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「付帯契約」… ガス需給契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」… この選択約款にもとづく付帯契約の対象となるガス需給契約(以下「ガス需給契約」といいます。)をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」… 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (5) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

4. 適用条件

本選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまが本選択約款を希望される場合に申し込むことができます。

- (1) 主契約として業務用季節別契約にもとづく契約を締結すること。
- (2) 3年間継続して、主契約にもとづきガスを使用する需要であること。

(3) 3年間にわたって、本選択約款にもとづく付帯契約を締結すること。

5. 契約の締結

- (1) 本選択約款にもとづく付帯契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議の上、当社と付帯契約を締結していただきます。
- (2) 本選択約款にもとづく付帯契約の締結は、原則として主契約の契約と同時に行うものいたします。
- (3) 契約期間は3年間とします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに3年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 当社は、本選択約款又は他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所において本選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約(すでに終了しているものも含まれます。)の料金又は延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

各月の主契約の料金は、主契約で算定される単位料金から、別表の「長期契約割引単価」を差し引いたものを主契約の単位料金として算定いたします。

7. 付帯契約の変更又は解約

- (1) お客さまが本選択約款にもとづく付帯契約を解約される場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。なおこの場合、解約期日を含む料金算定期間の料金については、本選択約款にもとづく付帯契約による割引は行いません。
- (2) 本選択約款にもとづく付帯契約は、お客さまが当社に通知された解約期日に解約されます。
- (3) 主契約が解約される場合、又は契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、双方協議して本選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものいたします。
- (4) 2(1)の規定により本選択約款が変更された場合は、双方協議して本選択約款にもとづく付帯契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (5) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、本選択約款にもとづく付帯契約を解約するものいたします。
- (6) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社は本選択約款にもとづく付帯契約を解約することができるものいたします。

8. 付帯契約の解約に伴う付帯契約途中解約精算額

当社は、付帯契約の解約が①又は②の場合を除き、解約期日までの契約期間中の長期契約割引額の総額に1.05を

乗じた金額を付帯契約途中解約精算額として算定し、これを解約の日が属する月に申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- ① 7(3)又は7(4)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合
- ② 7(5)の規定による解約の場合

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくは本選択約款にもとづく付帯契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該付帯契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

10. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. 実施の期日

この選択約款は2019年10月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切替措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本選択約款の実施前の長期契約割引選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

1. 長期契約割引単価

1立方メートルにつき	0.55円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	--------------------------